

はじめに

この冊子は、障害者手帳をお持ちのお子様や、障害者手帳がなくても地域療育センターや医療機関等で発達障害の診断を受けているお子様に向けて、通いの場で療育を提供する、旭区内の障害児通所支援事業所の情報をまとめたものです。お子様に今、何を学んでほしいか、保護者とお子様と共に考えることが大切です。この冊子が、通所先の事業所を選ぶときの道しるべとなり、お子様の健やかな成長の助けとなれば幸いです。

● 障害児通所支援事業とは

2012年4月に児童福祉法に位置づけられてはじまった事業です。障害者手帳をお持ちのお子様や、障害者手帳がなくても発達障害の診断を受けているお子様を、家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて支援するとともに、保護者の方に向けた相談や助言を行います。主に未就学児を対象とした「児童発達支援」と、学齢児を対象とした「放課後等デイサービス」、保育所や幼稚園、小学校を訪問して集団生活への適応を支援する「保育所等訪問支援」等があります。提供される支援の内容は多種多様ですので、見学（場合により体験）して選ぶことをおすすめします。

● 計画を立てて事業所を選ぶ

○ お子様の1年後や将来の暮らしを、保護者とお子様と一緒に考えます。

「パン屋さんになりたい」「ユーチューバーになりたい」

「来年は小学生になるので、友達がたくさんでき、新しい環境に慣れてほしい」 など

○ 希望する暮らしに近づくために、家庭で取り組むことを考えます。

「体調をくずさないように、睡眠をしっかり取る」

「好きなゲームをする時間を決めて、朝は決まった時間に起きる」 など

○ 通う先の事業所に手伝ってほしいことを考えます。

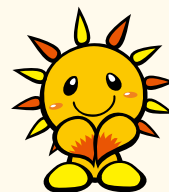
「集団生活でのルールを教えてほしい」

「コミュニケーションの取り方を教えてほしい」 など

○ お子様に負担をかけ過ぎない1週間のスケジュールを考えます。

○ 事業所を見学します。

手伝ってほしいことや悩みなどを伝え、療育の内容、一日のスケジュール、スタッフの様子、他の利用児童の様子、利用料金、利用時間、送迎の有無などを確認し、ご希望にあう事業所と、具体的に利用する曜日や時間を決めていきます。保護者の方だけでなくお子様も事業所を見学（場合により体験）するとよいでしょう。



※このような計画は、サービス利用申請のときに必要です

保護者が作成する「横浜市こどもサポートプラン(※1)」か、障害児相談支援事業所(※2)が作成する「障害児支援利用計画」が必要です。

(※1) 横浜市こどもサポートプランとは

障害児の心身の状況や環境をふまえ、これからの生活に必要な支援を考え、ご家庭でできることや、サービス事業所に依頼する内容を決める計画です。用紙は横浜市のホームページと、区役所にあります。

横浜市 こどもサポートプラン



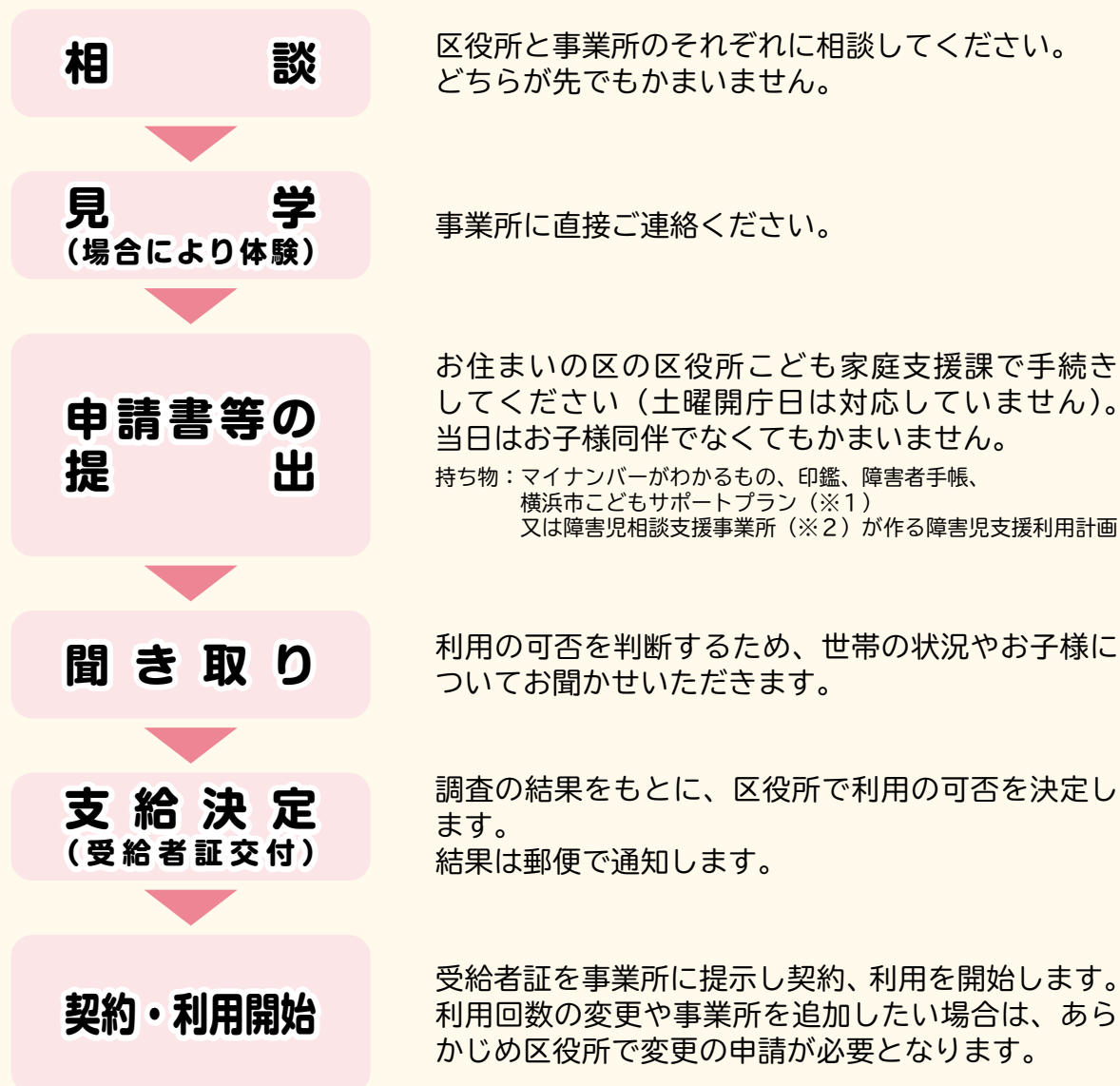
(※2) 障害児相談支援事業所とは

障害児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する事業所です。詳しくは各事業所に直接お問い合わせください。

障害者 相談支援 横浜市



● 利用までの流れ



● 利用料金

障害児通所支援を利用した場合は、利用者負担を支払っていただきます。所得に応じて上限月額（0 円、4,600 円、37,200 円のいずれか）が設定され、1 か月に利用したサービス量に関わらず上限月額以上の負担は生じません。

満 3 歳になった後、最初の 4 月から小学校入学までのお子様は利用者負担が無償化されます（幼児教育・保育の無償化）。ただし、おやつ代など、事業所により異なる実費負担がありますので、事前に事業所へご確認ください。

また、障害児のきょうだいがそれぞれサービスを利用している場合や、一人の障害児が緑とピンクの受給者証を持っている場合などは、支払った料金の一部が返還される場合がありますので（高額障害児通所給付費）、区役所の担当までお問い合わせください。